

許可番号 第13-10-015170号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都東村山市廻田町一丁目2番17号

氏 名 千葉企業株式会社

代表取締役 千葉 久典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小地百合子

許可の年月日

平成31年 4月 1日

許可の有効年月日

令和 6年 3月31日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分:収集・運搬(積替え保管を含む。)
- (2) 産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず ガラス・コンクリート・陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上9種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類(限定内容は裏面のとおり) 廃油、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上5種類)

2 積替え保管施設(施設詳細は裏面のとおり)

所在地:東京都東村山市恩多町四丁目31番地7号

- 3 許可の条件
 - (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
 - (2) 積替え保管を行う産業廃棄物については、廃油の搬入は全て自ら行い、その他の産業廃棄物の搬出はすべて自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
 - (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
 - (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。
- 4 許可の更新・変更の状況

昭和 63年 4月 1日 新規許可 平成 31年 4月 1日 更新許可 第 6 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(車面あり)



認定番号:4→17-B0077

東京都

許可番号 第13-10-015170号

(裏面)

2 積替え保管施設

所在地:東京都東村山市恩多町四丁目31番地7号

積替え保管面積:1,102㎡

最大保管高さ : 3.0 m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量	
廃油 分	ドラム缶 0.21m3×1個	0. 21 m ³
	コンテナ 7.56 m³×1個	80° 80°
	コンテナ 11.7㎡×1個	
廃プラスチック類	コンテナ 30.6 m³×1個	100 m
	直置き 1ヶ所	50° 50°
	かご台車 1.21㎡×6個	200 V
KKJ SPY SPY	コンテナ 11.7㎡×1個	41.7 m³
Service Servic	コンテナ 1.51㎡×1個	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
200 200 By	コンテナ 11.7㎡×3個	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
金属くず	プラスチック容器 0.7㎡×2個	46. 9 m
	かご台車 1.21㎡×7個	
	ドラム缶 0.21㎡×2個	1 2 X
ブラス・コンクリート・陶磁器くず	コンテナ 7.56㎡×1個	7,56 m³
発プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (特定家庭用機器産業廃棄物)	コンテナ内直置き 1ヶ所	15. 3 m³
発プラスチック類、金属くず、ガラス・ コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光ラン	扉付き収納庫 1.40㎡×1個	
プ) (水銀使用製品産業廃棄物)	扉付き収納庫 1.85 m³×1個	3. 25 m ³
	合計保管量	185 m
Or Or O		

(以下余白